

要配慮者利用施設の 避難確保計画について



福岡県 県土整備部

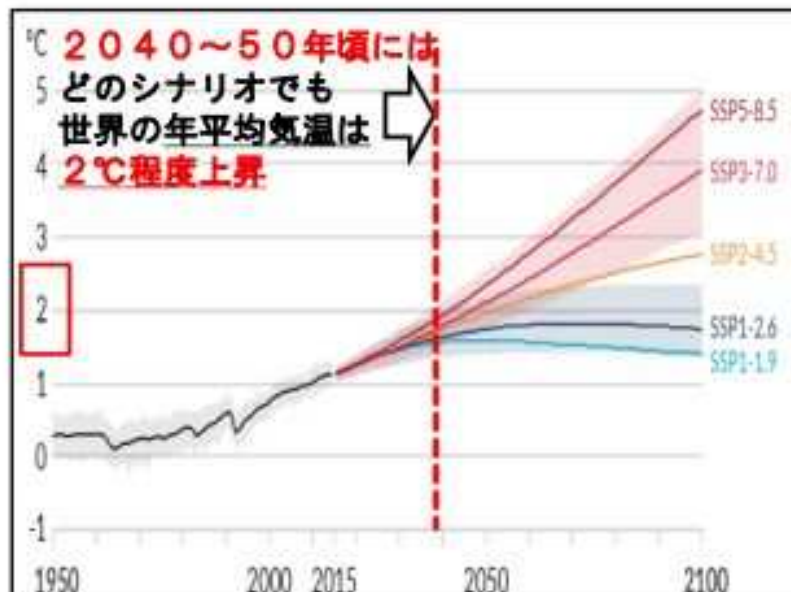
◇気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化

○福岡県では、全国で最多となる6回の「大雨特別警報」が発表され、県内の雨量観測所では、毎年のように過去最大雨量が観測されている。

○国土交通省の試算では、気温が2℃上昇すると、洪水発生頻度が約2倍になる結果

近年の豪雨

	主な被災地域	雨量		最大時間雨量
令和5年7月豪雨	筑後地域・福岡地域南部・筑豊地域南部	507mm (419mm)	24h (7h)	98mm/h
令和3年8月豪雨	筑後地域・福岡地域南部・筑豊地域南部	718.5mm	72h	72mm/h
令和2年7月豪雨	大牟田市・久留米市	727mm	48h	105mm/h
令和元年8月の大雨	八女市・久留米市 朝倉市	422mm (235mm)	24h (6h)	87mm/h
平成30年7月豪雨	県内の広い範囲	602mm	48h	74mm/h
平成29年7月 九州北部豪雨	朝倉市・東峰村	894mm (774mm)	54h (9h)	124mm/h



気候変動 シナリオ	降雨量 (河川整備の基本とする洪水規模)
2℃上昇相当	約1.1倍

降雨量が約1.1倍となった場合

全国の平均的な 傾向【試算結果】	流量	洪水発生頻度
	約1.2倍	約2倍

※流量変化倍率及び洪水発生頻度の変化倍率は一級水系の河川整備の基本とする洪水規模（1/100～1/200）の降雨に降雨量変化倍率を乗じた場合と乗じない場合で算定した、現在と将来の変化倍率の全国平均値

◇避難確保計画の作成と訓練実施の義務(水防法)

○平成29年度改正前の水防法においては、要配慮者利用施設の管理者等には、避難確保計画の作成、これに基づく避難訓練の実施及び自衛水防組織の設置が努力義務として課せられていた。

○平成28年9月の台風10号による豪雨災害では、社会福祉施設が浸水し人的被害が生じるなど、リスクの高い区域に存する要配慮者利用施設における対策の重要性が改めて認識され、これまで努力義務とされていた避難計画の作成等を義務化して、要配慮者利用施設の安全性の向上を図ることとなった。

○また、令和2年7月豪雨災害では、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施していた施設が河川の氾濫によって浸水し、人的被害が生じる事案が発生したことから、令和3年5月の法改正により、要配慮者利用施設の管理者等に市町村長への避難訓練結果の報告が新たに義務付けられた。・市町村長の助言・勧告制度の創設

管理者等による避難確保計画作成等の義務化

	避難確保計画の策定・報告 (H29法改正)	計画に基づく訓練の実施 (H29法改正)	避難訓練結果の報告 (R3法改正)	自治水防組織の設置
改正前	努力義務	努力義務	—	努力義務
現行水防法	義務	義務	義務	努力義務のまま存置 施設の規模が様々であり、義務化によって過重な負担となるおそれがあるため。

◇避難確保計画の作成と訓練実施の義務(土砂災害防止法)

- 土砂災害防止法も同様に、近年は要配慮者利用施設の避難確保計画に関する改正が続く

改正時期	主な改正内容
2001年(H13年) ＜土砂災害防止法 制定＞	□ 基礎調査の実施および土砂災害警戒区域等の指定による危険の周知 □ 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備 □ 土砂災害特別警戒区域における住宅等の新規立地の抑制等 平成16年台風等により土砂災害で高齢者等防災上配慮を要する者の被災が顕著
2005年(H17年)	□ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達、土砂災害ハザードマップの配布等を義務付け
2011年(H23年)	□ 大規模な土砂災害が急迫している場合における緊急調査の実施 □ 被害の想定される区域・時期の情報(土砂災害緊急情報)を市町村へ通知、一般へ周知
2015年(H27年)	□ 基礎調査結果の速やかな公表 □ 避難経路を市町村地域防災計画に位置づけるなど、警戒避難体制の強化・充実・土砂災害警戒情報の市町村への通知、一般への周知を義務付け
2017年(H29年)	□ 要配慮者利用施設における避難確保計画及び計画に基づく避難訓練の実施を施設管理者等へ義務付け
2021年(R3年)	□ 要配慮者利用施設に対して避難確保計画に関する市町村長の助言・勧告制度の創設 □ 避難確保計画に基づく避難訓練の実施報告義務化

◇都道府県別 避難確保計画作成状況及び訓練実施数

出展：国土交通省HP

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数、計画作成状況、避難訓練実施数

令和6年3月31日現在

都道府県	対象 要配慮者 利用施設	避難確保計画を 作成している 要配慮者利用 施設の数	避難訓練実施数
北海道	5,483	4,629	1,694
青森県	1,337	1,305	446
岩手県	1,208	1,011	365
宮城県	2,173	1,886	751
秋田県	1,019	970	433
山形県	1,058	1,051	498
福島県	1,643	1,296	702
茨城県	1,292	1,203	605
栃木県	1,508	1,358	951
群馬県	1,870	1,859	819
埼玉県	6,959	6,264	3,213
千葉県	2,743	2,302	1,044
東京都	8,687	7,315	4,649
神奈川県	5,704	4,570	1,624
新潟県	1,175	950	336
富山県	1,681	1,511	884
石川県	1,449	1,388	852
福井県	1,524	1,520	898
山梨県	1,159	940	326
長野県	2,399	2,207	1,294
岐阜県	2,854	2,543	1,077
静岡県	4,227	4,165	1,852
愛知県	7,098	5,464	1,857
三重県	1,727	1,511	557

都道府県	対象 要配慮者 利用施設	避難確保計画を 作成している 要配慮者利用 施設の数	避難訓練実施数
滋賀県	1,582	1,376	564
京都府	2,308	2,169	1,335
大阪府	11,428	11,008	2,274
兵庫県	5,482	4,550	2,186
奈良県	812	643	395
和歌山県	1,607	1,286	508
鳥取県	700	675	271
島根県	1,001	884	372
岡山県	3,761	3,280	764
広島県	3,138	2,943	1,383
山口県	1,419	1,284	748
徳島県	1,835	1,835	1,336
香川県	1,139	868	227
愛媛県	2,260	2,003	713
高知県	1,235	1,140	895
福岡県	5,058	3,524	1,551
佐賀県	1,718	1,611	1,018
長崎県	767	556	238
熊本県	2,734	2,655	798
大分県	1,697	1,655	1,019
宮崎県	1,887	1,809	959
鹿児島県	1,551	1,241	483
沖縄県	39	2	0
合計	123,135	108,215	47,764

福岡県作成率
69.7%
(全国ワースト2位)

◇施設別 避難確保計画作成数及び訓練実施数

○福岡県における洪水浸水想定区域内の計画作成数及び訓練実施数

(令和6年3月31日時点)

	全体	学校	社会福祉施設	医療施設
対象施設数	<u>5,058</u>	512	4,116	439
避難確保計画作成済み施設数	<u>3,524</u> (69.7%)	393 (76.8%)	2,795 (67.9%)	299 (68.1%)
計画に基づく避難訓練実施数	<u>1,551</u> (30.7%)	147 (28.7%)	1,342 (32.6%)	115 (26.2%)

※下線部は国交省ホームページで公開している施設数・実施数

※学校、社会福祉施設、医療施設の合計が全体数と合致しないのは、役割が重複する施設
(例：社会福祉施設 兼 医療施設、など) があることによるものと考えられる。

※17市町村が避難確保計画の作成率100%